

松原地区町会連合会自主防災会 規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、松原地区町会連合会自主防災会（以下「本会」という。）と称し、事務所を松本市松原地区公民館に置く。

(目的)

第2条 本会は、松原地区各町会の自主防災会を統括するとともに、松原地区における住民の協働の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、火災、水害、雪害等（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防災計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 防災に対する知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災会議の開催に関すること。
- (5) 災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (6) 防災資材等の備蓄及び管理等に関すること。
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第4条 本会は、松原地区内に在住する住民をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 (町会連合会長兼務)
- (2) 副会長 2名 (町会連合会副会長及び防災防犯部長兼務)
- (3) 会 計 1名 (町会連合会会計兼務)
- (4) 監 事 2名 (町会連合会監事兼務)
- (5) 理 事 23名 (町会連合会理事及び民生委員兼務)

2 役員の任期は、町会連合会役員の任期と同様とし、再任は妨げない。ただし民生委員兼務の理事は民生委員の任期と同様とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、平常時及び災害発生時における防災及び応急対策活動の指示・統括を行う。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。町会連合会防災防犯部長兼務の副会長は、防災計画に基づく活動の一部(防災訓練等)を主管することとする。

3 会計は、本会の金銭の出納・管理を行う。

- 4 監事は、本会の会計経理を監査する。
- 5 理事は、会務の運営にあたる。

(アドバイザー)

第7条 本会の事業を円滑に推進するため、有識者をアドバイザーとして置くことができる

(防災会議)

第8条 防災会議（以下「会議」という）は会長が招集し、毎年1回開催する。ただし、特に会議の必要があると認めた場合は、随時開催することができる。

- 2 会議は、第5条に定められた役員をもって構成する。
- 3 会議は、本会の事業、会計、規約の改廃、その他会長が必要と認めた事項について審議・議決する。
- 4 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 会議の定足数は、役員の現在数の過半数以上の出席とする。
- 6 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 7 審議事項で、特に会議で必要と認めた事項については、町会連合会総会または回覧等で周知、または意見集約するものとする。

(災害対策本部)

第9条 本会は、災害発生時に災害対策本部を設置する。災害対策本部の詳細については、防災計画で定める。

(他地区・機関及び任意団体等との連携)

第10条 本会は、必要に応じて、松本市消防団第16分団、隣接地区、松原地区に立地する企業、学校、行政等と連携し、事業その他を推進するものとする。

(経費)

第11条 本会の運営に関する経費は、松原地区町会連合会の支出金及びその他収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第13条 本会の会計監査は、松原地区町会連合会会則第22条に準じて行う。

附 則 この規約は、平成25年4月28日から施行する。
この規約は、令和 4年11月18日から改定・施行する。